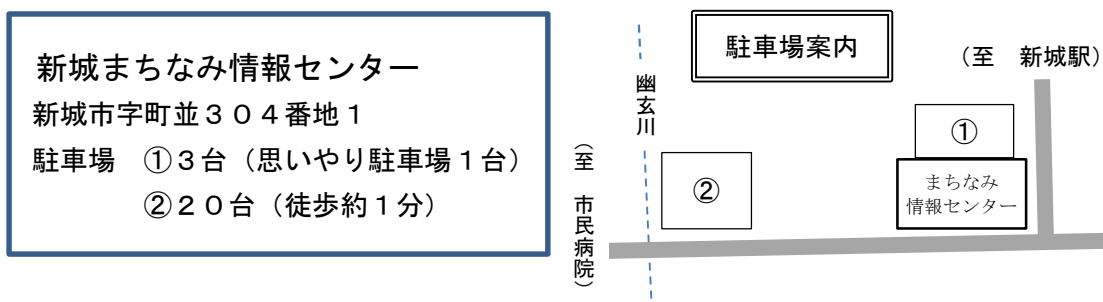


しんしろ市民活動サポートセンター等の利用について

しんしろ市民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に登録した団体（2名以上で利用する場合に限る）は、公益的、社会貢献的な活動をしている団体として認知され、サポートセンター（新城まちなみ情報センター3階小会議室）を無料で利用することができます。



● 利用できる会議室等について

- サポートセンター登録団体として会議室等を利用する場合は、原則新城まちなみ情報センターを御利用ください。
- 希望する日時に新城まちなみ情報センターの各施設が空いていない場合に限り、勤労青少年ホームの研修室Aまたは研修室Bを利用することができます。
 - ※ 軽運動場の利用については、コロナ禍において、広くスペースを保つ必要があるという理由で本事業による無料の貸出しを行っていません。今年度5月には感染症法の位置づけが5類感染症へ変更されたため、令和6年度からは本事業による無料貸出しを取りやめますので御承知おきください。なお、使用料を支払って利用することは可能です。その場合は産業政策課へ直接お申し込みください。
- 無料で利用できるのは会議または打合せで使用する場合であり、セミナーやイベント、その他の活動等を行う場合は、各施設で定められた使用料のお支払いが必要となります。

【各施設の利用最大人数について】

- | | |
|-----------------|------------|
| ○ 新城まちなみ情報センター | ○ 勤労青少年ホーム |
| ・ 3階小会議室 10人程度 | ・ 研修室A 20人 |
| ・ 3階会議室 30人 | ・ 研修室B 24人 |
| ・ 2階多目的スペース 39人 | |

※裏面へ続く

● 会議室等の予約について

予約は以下の手順で行ってください。

- ① 使用したい日の2ヵ月前から5日前までに新城まちなみ情報センターへ連絡（電話：0536-24-0001）し、使用人数に応じて希望する日時・施設の空き状況を確認し、空いていれば、そのまま予約を完了してください。
- ② 希望する日時に新城まちなみ情報センターの各施設が使用できない場合、市役所市民自治推進課へ連絡（電話：0536-23-7697）し、勤労青少年ホームの予約を行います。
- ③ 新城まちなみ情報センターの3階会議室または2階多目的スペースを使用する場合は、施設を使用する前（直前でも構いません。）にセンター内受付で、使用許可申請書及び使用許可書、使用料減免申請書及び使用料減免通知書を御確認ください。

※ 各施設の予約や利用方法、休館日、利用時間等は施設によって異なります。詳細については、利用希望施設へ直接お問合せいただくか、市ホームページで御確認ください。



新城まちなみ情報センター
ホームページ



勤労青少年ホーム
ホームページ

※ 施設を利用するにあたっては、利用規則・マナーを守るとともに、施設管理者の指示に従ってください。また、利用後は、机などを移動した場合は現状に戻し、ごみの持ち帰りに御協力をお願いします。

その他御不明な点につきましては、下記までお問合せください。

新城市 市民協働部 市民自治推進課
電 話：0536-23-7697 F A X：0536-23-2002
E-mail：shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp